

令和8年度 定期予防接種（B類）の実施について

（带状疱疹・高齢者用肺炎球菌感染症）

◎带状疱疹予防接種について・・・1～2ページ

◎高齢者用肺炎球菌感染症予防接種について・・・・・・3～4ページ

◎共通の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・4～6ページ

◎带状疱疹予防接種について

1 対象者

接種時に岐阜市に住民登録のある人で、今年度中に①～③になる人

① 今年度 65 歳になる人

② 今年度 70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる人

※別紙「令和8年度 带状疱疹定期予防接種対象者一覧表」のとおり

③ 60 歳以上 64 歳以下の人で、HIV による免疫の機能障害※のため、
身体障害者手帳 1 級を持っている人

（※HIV の免疫機能障害のみ。インフルエンザ・コロナ・肺炎球菌と対象者が
異なりますのでご注意ください。）

①～③で、今までに带状疱疹ワクチンの規定の回数を完了していない人※
（生ワクチン 1 回、組換えワクチン 2 回。）

〈注意点〉

①について、带状疱疹と肺炎球菌は、対象が異なるのでご注意を！

肺炎球菌は、接種時に 65 歳の人が対象ですが、

带状疱疹は、年度内に 65 歳になる人が対象です。

対象でない人への接種は間違い接種となりますので、ご注意ください。

例) 昭和 36 年 8 月 1 日生まれの人

肺炎球菌は、誕生日以降、令和 9 年 7 月 31 日まで接種可

带状疱疹は、令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで接種可

※対象者から除外される者

(ア) これまでに乾燥弱毒生水痘ワクチンを 1 回接種した者であって、
带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる者

(イ) これまでに、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを 2 回接種した者であって、
带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる者

2 接種期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3 ワクチンについて（種類・金額・接種方法等）

定期接種として接種可能なワクチンは、下記の2種類です。

種類	生ワクチン 乾燥弱毒生水痘ワクチン 「ビケン」	組換えワクチン シングリックス筋注用
接種方法 回数	0.5mlを皮下に 1回 接種	1回0.5mlを筋肉内に 2回 接種
接種間隔		2か月以上の間隔を置いて 2回接種 ^{※1}
自己負担額 ^{※2}	1回 2,900円 (生活保護世帯の人は自己負担無料)	1回 7,200円 (生活保護世帯の人は自己負担無料)
委託料	■ 自己負担有 1回 5,690円 ■ 自己負担無（生活保護世帯の人） 1回 8,590円	■ 自己負担有 1回 14,400円 ■ 自己負担無（生活保護世帯の人） 1回 21,600円

※1 疾病または治療により免疫不全である人、免疫機能の低下した人や免疫機能の低下する可能性がある人等で、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月に短縮することが可能です。

※2 生活保護世帯の人は、対象者が持参する無料対象者用の予診票で接種してください。持っていない場合は、◎**共通の注意事項5 生活保護世帯の人への対応**をご参照ください。

4 対象者の確認

- ・受付時に、本人確認ができる公的身分証明書などで、対象者（氏名、岐阜市の住所、生年月日等）であることを確認してください。
- ・接種歴を確認し、項目の「1 対象者」に該当することを確認してください。

5 注意点

- ・带状疱疹の定期接種の対象者となる前に、任意接種等で、組換えワクチン（シングリックス）を1回接種したことがある人は、医師の判断に基づき、以降の接種を2回目として取り扱ってください。
- ・**带状疱疹ワクチンの交互接種は認められていません**。組換えワクチン（シングリックス）を1回接種した後、生ワクチン（ビケン）を定期接種として接種することはできません。
- ・組み換えワクチン2回目の予診票には、**前回接種日とワクチンの種類**を記入する質問項目があります。**必ず記入**した状態でご提出いただきますようお願いいたします。（前回接種したワクチンが生ワクチンの場合は接種できません。）

◎高齢者用肺炎球菌感染症予防接種について

〈R8 年度からの変更点〉

使用ワクチン: 沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)になります。

(令和 7 年度まで使用していた 23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド (PPSV23) は定期接種としては使用不可です。)

接種方法: 筋肉内注射

1 対象者

接種時に岐阜市に住民登録のある①または②の人

- ① 接種時満年齢で65歳の人（66歳の誕生日の前日まで接種可能）
- ② 60歳～64歳（接種時満年齢）で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能障害、またはHIVによる免疫の機能障害のため、身体障害者手帳の1級保持者

※過去に、肺炎球菌ワクチン（PCV20、PPSV23等）を接種したことがある人でも接種を行う必要があると医師が判断した人は接種が可能です。

2 接種回数

1回

3 接種方法

0.5m l を筋肉内注射

4 使用するワクチン

■ 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）

※23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド（PPSV23）、21価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV21）は、使用できません。

5 接種費用

	徴収金額 (本人負担額)	岐阜市への請求金額 (委託料)
一般	4,070 円	7,490 円
生活保護世帯	無料*	11,560 円

※ 生活保護世帯の人は、対象者が持参する無料対象者用の予診票で接種してください。持っていない場合は、◎共通の注意事項 5 生活保護世帯の人への対応をご参照ください。

6 対象者の確認

- ・受付時に、本人確認ができる公的身分証明書などで、対象者（氏名、岐阜市の住所、生年月日等）であることを確認してください。
- ・接種時の年齢が65歳であるか確認してください。
- ・肺炎球菌ワクチンの過去の接種歴を確認してください。

◎共通の注意事項

1 予診票について

・**予診票は、医療機関に設置をお願いします。**予診票等が不足する場合は、医師会もしくは保健所感染症・医務薬務課（4階）でお渡ししますので、開館・開庁時間内にご来所ください。

・原則、黒のボールペン等で記入するように被接種者へ指導をお願いします。
（鉛筆、消えるペンは不可）

・**受ける人の自署（サイン）が必要です。**

（◎共通の注意事項の2 予診票の同意署名を参照）

※予診票は、ボールペン等での記入を原則としますが、受ける人の氏名、ふりがな、性別、生年月日については、印字されたシールの貼付も認めます。

2 予診票の同意署名

・帯状疱疹予防接種は表面、肺炎球菌感染症予防接種は裏面に、同意署名欄があり、被接種者本人が記入してください。

・自署できない場合は、代筆者が被接種者自署欄に本人氏名を記入し、代筆者氏名と続柄を記入してください。

※代筆者は医療機関の職員、施設の職員も認めますが、被接種者が接種を希望されていることを確実に確認してください。（受ける人との関係には、**所属や職種等を必ず明記**してください）。

※被接種者の希望の有無を確認できない場合は、定期予防接種の対象者となりません。その場合は、任意の接種として対応してください。

3 予診票の医師記入欄

・医師の署名又は記名押印欄：**医師が署名する（自署）又は記名押印（自署以外によって記された氏名に押印する）**を確実にお願いします。

※押印のみの予診票は受理できません。

4 予防接種済証の交付

・必要事項を記載したものを、被接種者本人に必ずお渡しください。

・特に、帯状疱疹予防接種のうち組換えワクチンの2回目を接種する際は、この予防接種済証で接種歴を確認していただくため、1回目の接種の時点でその旨を必ず本人に伝え、大切に保管するようご指導ください。

5 生活保護世帯の人への対応

- ・無料対象者用の予診票を持っていない場合は、無料で接種が受けられません。以下の手順で、無料対象者用の予診票を受け取るよう、対象者へご案内ください。

- ① **岐阜市役所生活福祉一課・二課・三課（058-265-4141）**に連絡し、「保護受給証明書」を取得する。
- ② **岐阜市保健所感染症・医務薬務課**に行き、「保護受給証明書」を提出して無料対象者用の予診票を受け取る。

- ・無料対象者用の予診票を使用されない場合は、生活保護世帯の人であっても、自己負担額を徴収してください。

6 保健所からの対象者への案内

- ・対象者に個別通知をします。

予防接種名	送付時期
帯状疱疹	5月頃
高齢者用肺炎球菌	65歳の誕生日の翌月

- ・対象者には、予診票は医療機関に設置してある旨を案内します。
※自費で接種されたことがある場合も通知が届きます。自費で接種された場合、定期接種の対象から除外される可能性があるため、接種歴の確認は必ず行ってください。

7 予防接種後副反応等

予防接種法施行規則第5条に規定する症状を診断した場合には、予防接種後副反応疑い報告を「電子報告システム」からご提出ください。記載誤り等防止の観点からも電子報告をご利用ください。電子報告が困難な場合は厚生労働省の「予防接種後副反応疑い報告書」に記載の上、次の送付先に FAX にて送付ください。

電子報告システム（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）

URL：<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

FAX：0120-176-146



電子報告システム

※予防接種による反応かどうかを判断する必要はありません。報告基準の反応が確認された場合はすべてご報告をお願いします。

※副反応の報告基準は、厚生労働省ホームページ、予防接種ガイドラインをご参照ください（市ホームページからでも参照いただけます。）。

8 60歳以上65歳未満の人の接種

- ・受付時に**身体障害者手帳をご確認**ください。帯状疱疹予防接種と肺炎球菌感染症予防接種では、対象者とする障害の種類が異なりますので、ご注意ください。（「1.対象者」の項目参照）
- ・予診票の手帳確認欄が「いいえ」の場合は、委託料はお支払いできません。

9 長期にわたり療養を必要とする疾患にかかったこと等により定期予防接種の**機会を逸した人について**

免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病にかかった等、特別な理由により定期接種の機会を逃がした人に対し、1年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあっては、厚生労働省令に定める年齢）、定期接種の対象にすることができます。

※定期接種として実施するにあたり、接種希望者から事前に岐阜市保健所へ専用の予診票等の交付申請を行う必要があります。市ホームページ「長期療養特例について」をご確認いただき、必要事項の記載にご協力をお願いいたします。

10 委託料の請求

- ・市医師会員は、当月分を予防接種委託料請求内訳書(3枚複写)により翌月の10日までに**予診票を添えて、市医師会に提出**してください。
- ・市医師会員でない場合は、当月分を予防接種委託料請求書により、翌月の10日までに**予診票を添えて、岐阜市保健所に提出**してください。

<請求にあたっての注意事項>

- ・予診票には、**接種日、ワクチンの LOT No.、有効期限、接種部位、医療機関名、医師の署名等の記入もれがないよう**ご確認をお願いします。
 - ・市医師会員でない場合（直接、岐阜市保健所に請求書を提出する場合は、**請求書の金額は訂正が認められません**）ので、新しい請求書に書き直してください。
 - ・令和9年度から複写の請求内訳書を廃止し、エクセルデータで作成することを計画しています。
 - ・市ホームページに請求内訳書のデータを公開しています。
金額が自動計算で入り便利ですので、ぜひ今年度からご活用ください。
- ※請求書が不足する場合は、市ホームページからデータ版をご利用ください。

11 その他

- ・予防接種法、岐阜市定期予防接種委託実施要領等に基づかない接種、ワクチンの添付文書に記載されている事項から逸脱した接種、有効期限の過ぎたワクチンでの接種等、間違い接種にあたる場合は、委託料を岐阜市に請求することはできません。また、健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく救済制度は適用されない場合があります。

市ホームページ「医療機関のみなさまへ」(ページ番号 1023350)

トップページ > 健康福祉 > 感染症・予防接種



< 担当 >

岐阜市保健所 感染症・医務薬務課
感染症係

〒500-8309 岐阜市都通 2-19

TEL 058-252-7187 FAX 058-252-1280